

個に寄り添った誰ひとり取り残さない教育の実現に向けて
～飯田市が目指す「連続した学びの場」の充実とインクルーシブな教育の共有～

- 1 飯田市の特別支援教育の対象者の現状 - P2 -
- 2 通常の学級に在籍する児童生徒への支援について
 - ア 飯田市の現状 - P3 -
 - イ 主な取組 - P4 -
 - ウ 課題 - P4 -
- 3 通級指導教室との連携した支援について
 - ア 飯田市の現状 - P5 -
 - イ 主な取組（例） - P6 -
 - ウ 課題 - P6 -
- 4 特別支援学級における支援について
 - ア 飯田市の現状 - P7 -
 - イ 主な取組 - P8 -
 - ウ 課題 - P8 -

- 5 副学籍による交流及び共同学習について
 - ア 飯田市の現状 - P9 -
- 6 就学相談・就学判断について
 - ア 飯田市の現状 - P10 -
 - イ 課題 - P12 -
- 7 特別支援教育支援員の支援状況について
 - ア 飯田市の現状と主な取組 - P13 -
- 8 全体を通して - P14-



1 飯田市の特別支援教育の対象者の現状

飯田市義務教育段階における特別支援教育対象の概念図

(令和5年3月現在)

市内小学校児童数5,153人 中学校生徒数2,725人 合計7,778人

特別支援学校 (長野県飯田養護学校、長野県花田養護学校)

知的障害 病弱・身体虚弱 肢体不自由
聴覚障害 視覚障害

小学部41人 中学部25人 計66人

在籍率

0.8%

減少傾向

小学校・中学校 (小19校・中9校)

特別支援学級 (小48学級・中32学級)

知的障害 自閉症・情緒障害 肢体不自由
病弱・身体虚弱 言語障害 聴覚障害 視覚障害

小245人 中189人 計434人

※特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒：9人

中学校の自閉障学級
H28年比で約2倍

在籍率

5.6%

増加傾向

在籍率(R4)

9.2%

合計717人

通常学級 (小204学級・中88学級)

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症 (ASD)
聴覚障害 病弱・身体強弱 注意欠陥多動性障害 (AD/HD)
言語障害 情緒障害 学習障害 (LD)

小169人 中48人 計217人

小・中合わせると
H28年比で約2.6倍

在籍率

2.8%

長野県(R2)

6.8%

合計10,938人

全国(R2)

5.3%

合計51万3千人

※通常学級に在籍する文科省756号通知 (通級を除く) の対象となる児童生徒：7人

その他、通常学級において、「発達障害の診断がある児童生徒」や「診断はないが学級担任や複数の教員が特別な支援が必要と考える児童生徒」が一定の割合在籍している。

2 通常の学級に在籍する児童生徒への支援について

ア 飯田市の現状

- (1) 小中ともに通常学級において発達障害の診断を受けている児童生徒が一定数存在し、ASD（自閉症スペクトラム障害）が多い。
また、中学校において、ASD（自閉症スペクトラム障害）、ODD（反抗挑戦性障害）の生徒が増加傾向にある。
- (2) 通常学級において診断はないが担任や複数の教員により特別な支援が必要であると考えられる児童生徒が一定数存在している。
- (3) ASD、AD/HD、LD等の発達障害による特性によって、特別な支援や配慮が必要となるため、学校生活や授業において、担任等が（合理的）配慮を検討し、実施をお願いしている。主な特性や配慮ポイントは以下のような例が考えられる。

厚生労働省「障害者差別解消法福祉事業者向けガイドライン」などを参考に作成

	自閉症、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害（自閉症スペクトラム・ASD）	注意欠陥多動性障害（AD/HD）	学習障害（LD）	その他の発達障害
主な特性	<ul style="list-style-type: none">相手の表情や態度よりも、文字や図形、物への関心が高い見通しの立たない状況では不安が強い感覚刺激への敏感さ	<ul style="list-style-type: none">おしゃべりが止まらない、待つことが苦手同じ間違いを繰り返す約束を守れないせっかちでイライラしてしまう	<ul style="list-style-type: none">「話す」「理解」は普通にできるのに、「読む」「書く」「計算する」ことが極端に苦手	<ul style="list-style-type: none">体の動かし方の不器用さ運動チック・音声チック吃音などの話し方発達性協調運動障害（協調運動のぎこちなさ）
配慮ポイント	<ul style="list-style-type: none">肯定的、具体的、視覚的な伝え方の工夫（シンプルな伝え方、興味・関心に沿った内容やイラストなどをつかって説明する）スモールステップによる支援（手順を示す、モデルを見せる、体験する）ホワイトボード、パーテーションの利用	<ul style="list-style-type: none">短く、はっきりとした言い方で伝える気の散りにくい座席の位置の工夫わかりやすいルール提示ストレスケア	<ul style="list-style-type: none">得意な部分を積極的に使って情報を理解し、表現できるようにする（ICTの活用、文字の読みやすさに注意）苦手な部分の課題の量・質を適切に加減する	<ul style="list-style-type: none">叱ったり拒否的な態度を取ったり、笑ったり、ひやかしたりしない日常的な行動の一つとして受け止める楽に過ごせる方法を一緒に考える

- (4) 障害について診断できるのは医師のみであり、学校職員が発達障害と判断することはできない。このような立場の教師が、保護者に学びの場の検討を促す際には、特別支援教育の専門性や教職経験が必要となる。保護者（本人）の発達障害への受容の面で課題がある場合は、学びの場の変更が難しくなるケースもあり、適切な学びの場による支援にいたらないこともある。
- (5) 通常学級の教師も、様々な障害についての特徴や有効な支援策を知ること、気になる子どもの行動の解決につなげるものとしていく必要があるため、研修が大切である。市教委からも全ての先生を対象とした特別支援教育研修会を年4回計画しているが、通常学級の先生の参加は少ないのが現状である。

2 通常の学級に在籍する児童生徒への支援について

イ 主な取組

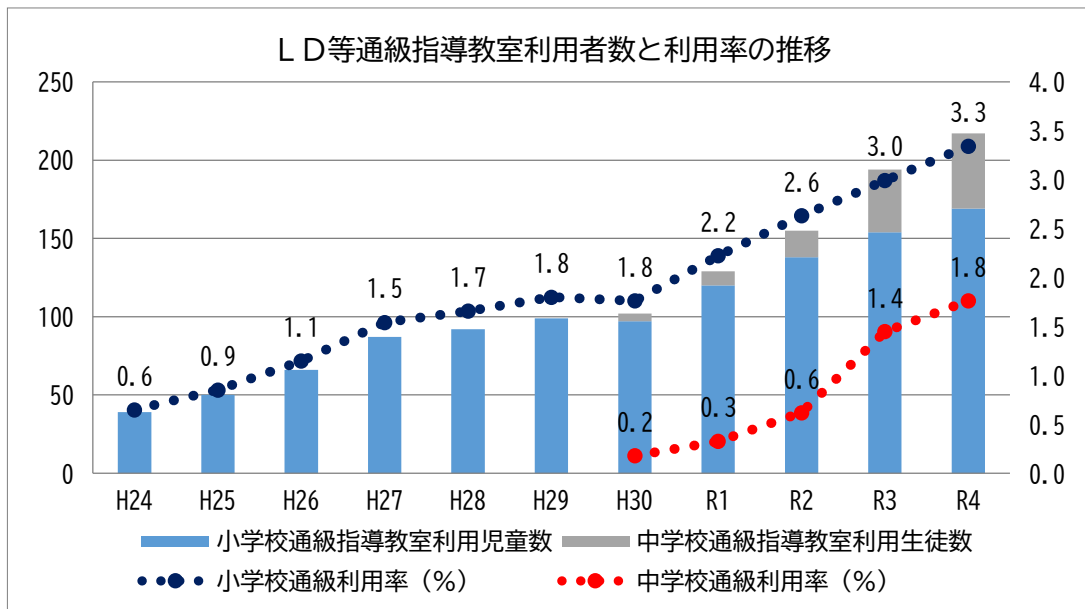
- (1) 特別支援学級の担任はもとより通常学級の担任も対象とした特別支援教育にかかわる研修会を実施している。(R4実績4回)
- (2) 令和4年度から、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所インクルーシブ教育システム推進センターの地域支援事業に参画し、「通常学級における特別支援教育の推進」をテーマに、同研究所のアドバイスを受けながら取り組んでいる。(2年間の期限付きのため令和5年度未終了)
- (3) 通常学級に在籍する特別な教育的ニーズのある子どもたちが持っている力を十分に発揮するための県の取組の推進
 - ① 「信州“Basic”」と授業のユニバーサルデザイン化【集団への視点】
 - ・ 学び合える雰囲気のある学級づくり ・ 分かりやすさに配慮した板書計画
 - ・ 「ねらい」を明確にした見通しをもった授業 ・ 具体物やICT機器の活用による「めりはり」のある授業
 - ・ できたことを「みとどけ」る工夫した授業(授業がよくなる3観点「ねらい・めりはり・みとどけ」を意識した授業づくり)
→ 合理的配慮を効率的に行うための土台となる全ての子どもにとって分かりやすい授業づくり
 - ② 合理的配慮の理解と提供【個への視点】
 - ・ 対象の子どもが授業で力を発揮することができ、日々の生活のなかで自己肯定感を高めていくことができるように、どんな困難さを感じているかを把握し、その子に合った合理的配慮の提供を行います。
例) 自分の考えや思いを相手に伝えることが困難な子 → 発言の仕方やし合いの仕方をまとめたカードを準備
黒板の字を書き写すことが苦手な子 → タブレット端末で黒板を撮影し書き写さなくてもよい状況をつくる
- (4) 「個別の教育支援計画」を市内共通の様式で整備し、利活用を推進
 - ・ 特別支援学級はもとより、通常学級で特別な教育的ニーズのある児童生徒(LD等通級指導教室利用者を含む)を対象に作成。本人や保護者、学校、医療、福祉等の関係機関と実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標や合理的配慮を含む支援の内容等を記載している。

ウ 課題

- (1) 市内の学校の中には特別支援学級の設置がない(設置基準:該当児童生徒が3名以上)ため、特別支援学級の就学判断がなされても通常学級で生活せざるを得ない学校がいくつかある。現在、飯田市就学相談委員会で自覚障学級の判断がなされた児童生徒4名が、それぞれの学校の通常学級で生活している。そのため、適切な教育的支援(生活単元学習や自立活動等)ができる状況とはいえない。一方で、インクルーシブな視点での教育支援が必要となっている。
- (2) 特別支援教育研修会を通常学級の担任に拡充して実施しているが、すべての担任に参加してもらうことの難しさや、職員の異動もあるため、継続した研修会の実施の必要性、校内研修の充実などの課題がある。
- (3) 適切な支援や適切な学びの場につなげていくため、特別な支援が必要な児童生徒へのアセスメントや検査の実施に課題がある。

3 通級指導教室との連携した支援について

ア 飯田市の現状



※「ことばの教室」とは、通常の学級に在籍する児童で、言語障害に原因をもつ学びにくさの改善や克服のために特別な指導を行う通級指導教室。

※「LD等通級指導教室」とは、通常の学級に在籍する児童で、自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等に原因をもつ学びにくさの改善や克服のために特別な指導を行う通級指導教室。

※「サテライト教室」とは、通級指導教室本務校の担当の先生が、週に1日程度サテライト教室設置校に出向き、通級指導を行う教室。

- 1 国の令和8年度の基礎定数化に向けた段階的な実施により、県内のLD等通級指導教室（サテライト教室を含む）が整備されてきている。市内においても教育的ニーズや当該児童生徒の他校通級可能地域を鑑み、通級指導教室設置校（サテライト教室を含む）を決定している。
- 2 通級指導教室の増設に伴い、通級指導の利用者数および利用率が増加している。平成29年度から令和4年度にかけて、小中合わせた利用者は約2.2倍の増加となっている。
- 3 通級指導の利用開始や終了については、年間を通して個に応じた対応をしているため流動的だが、令和4年5月1日現在では、小学校全児童の約3.3%、中学校全生徒の約1.2%が通級を利用している。

通級指導教室の設置状況

年度	ことば	LD等	LD等サテライト
H8	追手町小1		
H17	追手町小2		
H20		松尾小1	
H26		伊賀良小1	
H29		旭ヶ丘中1	
H30		伊賀良小2	
H31		松尾小2	上郷小
R2		鼎小 旭ヶ丘中2	
R3	川路小	上郷小	丸山小・座光寺小・ 千栄小・竜丘小 緑ヶ丘中・鼎中・ 高陵中
R4		緑ヶ丘中	飯田西中
R5			上村小 飯田東中

3 通級指導教室との連携した支援について

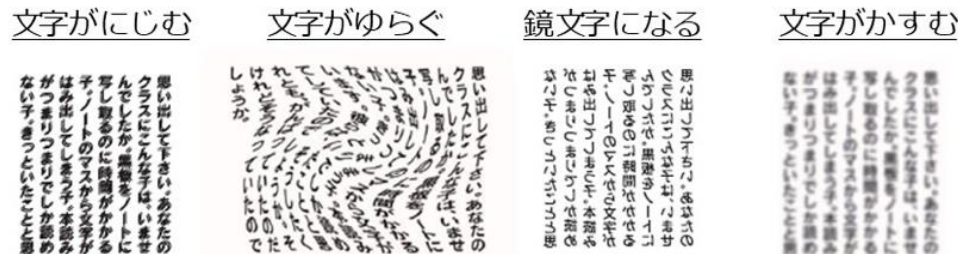
イ 主な取組（例）

- LD等通級指導教室には、特別支援教育関係のアプリが充実しているiPadを2台ずつ整備。
- 通級担当者が通級利用者の実態から必要なアプリを選択し、さまざまなアプリの活用がされている。

(例1) 「多層指導モデルMIM」アプリ
MIMとは、初期の「読み」の指導における最大の難関である「特殊音節」に焦点を当て、文字や語句を正しく読んだり、書いたり、なめらかに読んだりすることをめざす指導モデル。
音読はできるのに意味を理解していない。読み間違えが多い。文字を抜かして読んでしまう。などのつまづきのある読みを流暢な読みへ。



(例2) 「マルチメディアデイジー教科書」
知的・視覚・聴覚に問題はないのに、印刷物の読みに困難をもつ場合がある（右参照）。マルチメディアデイジーは、テキストがハイライトして、その部分を音声で喋ってくれるため、どこを読んでいるか分かり、見て情報をとることが難しい場合、音で情報をとれる。

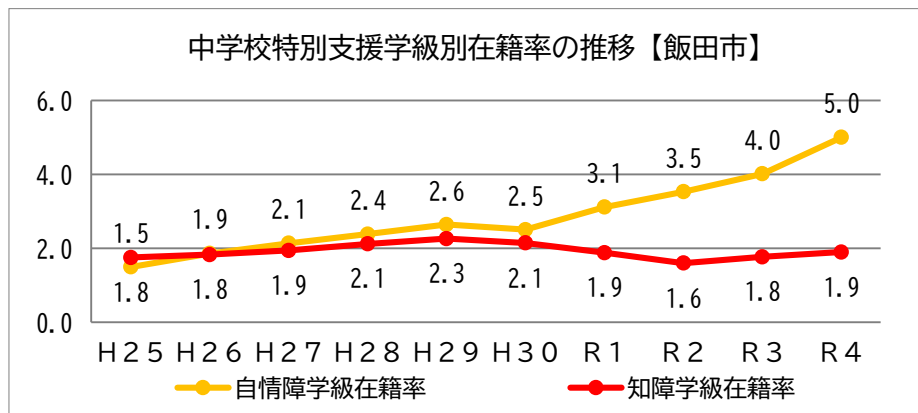
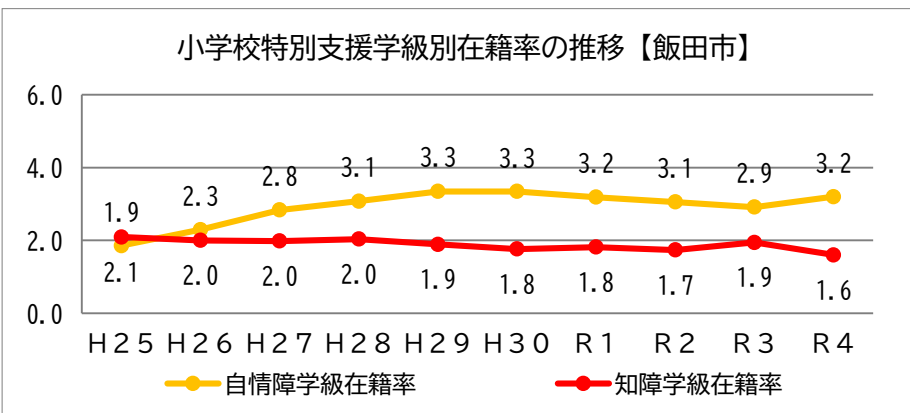
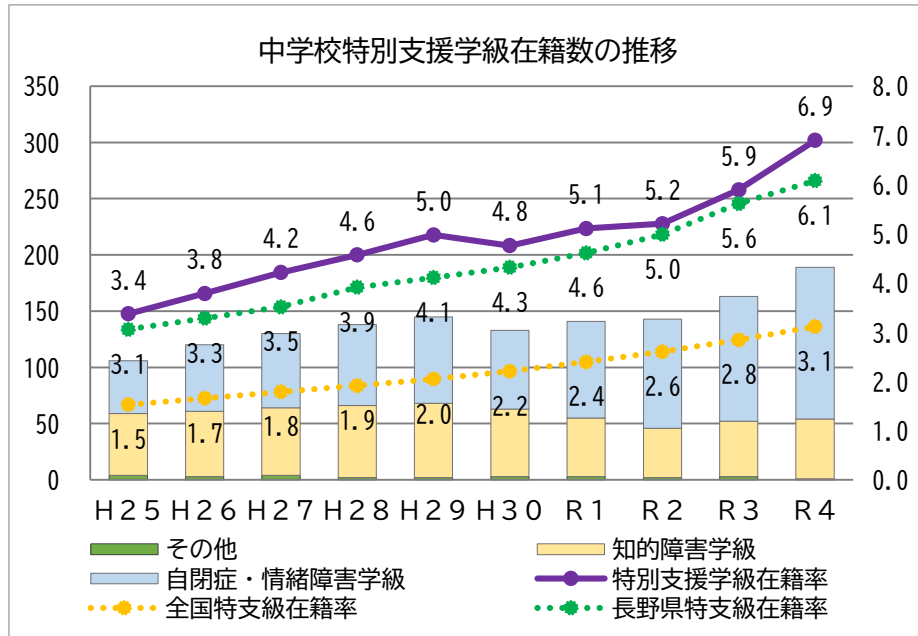
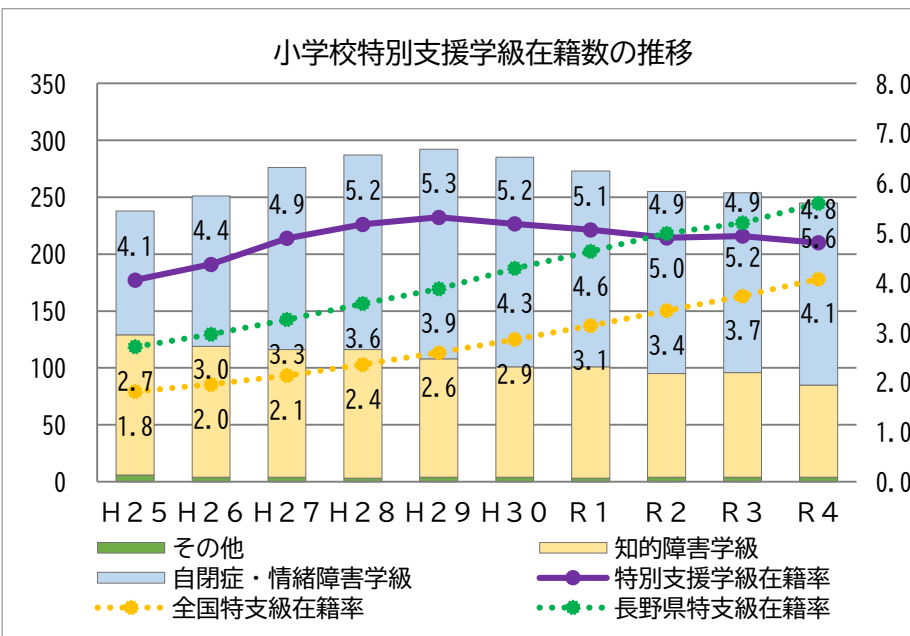


ウ 課題

- (1) ここ数年、市内のLD等通級指導教室（サテライト教室を含む）が増えているが、サテライト教室は週に1日程度本務校の担当者がサテライト校へ出向いて支援・指導を行っている。通級利用児童生徒の増加、担当者の移動に伴う負担、専門性向上のための研修など、担当者にかかる負担が大きい。
- (2) LD等通級指導教室（サテライト教室を含む）が増えているものの、他校通級をしている児童生徒もいる。他校通級の場合、保護者による送迎が基本となり、交通費負担の課題が生じている。また、移動時間を含めると授業時間内に行うことが困難であり、放課後等の利用が多くなっているため、通級担当者の時間割作成に課題が生じている。
- (3) 通級を利用していれば、子どもの困難さが直るというものではない。通級指導による自立活動によって、生活や学習の困難さの克服のためのトレーニングを行っており、通常学級においても通級指導での学びを生かした指導が必要である。通級担当者は、通常学級の担任等に対するコンサルテーションの専門性（連携・相談）が求められるが、通常学級の担任の意識として自分がコンサルティ（直接支援・指導）である自覚が弱く、クライアントである児童生徒の支援・指導を両者が連携して行うことが大切である。

4 特別支援学級における支援について

ア 飯田市の現状



- 1 小学校では、全国・長野県ともに特別支援学級の在籍率が高まっているものの、市内の在籍率は5%前後で推移している。
- 2 中学校では、特別支援学級の在籍率が長野県と同様に高い水準で増加している。特別支援学級別でみると、知障学級は近年2%前後で推移しているものの、自情障学級の在籍率が、令和以降急激に高まっている。令和4年度の自情障学級在籍数は、平成28年度の約2倍に増加。

4 特別支援学級における支援について

イ 主な取組

- 特別支援学級では、自立活動を行わなければならない。
「どんな活動をするか」というより「その子に対してどんな力を付けていきたいか」を重視。
「自立活動」には、以下の「6区分27項目」あり、担任がその子に応じた活動を検討し実施している。

区分	1 健康の保持	2 心理的な安定	3 人間関係の形成	4 環境の把握	5 身体の動き	6 コミュニケーション
項目	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関する事 (2)病気の状態の理解と生活管理に関する事 (3)身体各部の状態の理解と養護に関する事 (4)障害の特性の理解と生活環境調整に関する事 (5)健康状態の維持・改善に関する事	(1)情緒の安定に関する事 (2)状況の理解と変化への対応に関する事 (3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関する事	(1)他者とのかかわりの基礎に関する事 (2)他者の意図や感情に関する事 (3)自己の理解と行動の調整に関する事 (4)集団への参加の基礎に関する事	(1)保有する感覚の活用に関する事 (2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関する事 (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関する事 (4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関する事 (5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関する事	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関する事 (2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関する事 (3)日常生活に必要な基本動作に関する事 (4)身体の移動能力に関する事 (5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関する事	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関する事 (2)言語の受容と表出に関する事 (3)言語の形成と活用に関する事 (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関する事 (5)状況に応じたコミュニケーションに関する事

- 例えば、些細なことでカッとシトラブルを起こしやすい子の場合
「1 健康の保持」(4)「2 心理的な安定」(1)(2)(3)「3 人間関係の形成」(2)(3)(4) の項目から自立活動を検討

→ 感情コントロールの指導例として

- ① 感情を表す語彙を増やす ② 感情にラベリングをする ③ 怒っている時・不安な時・落ち着いている時の身体の違いに気付く(体の力・声の大きさ・呼吸・心臓の鼓動) ④ 今の気持ちの温度計 ⑤ 気持ちのコントロールの仕方について知る(呼吸・力) ⑥ 気持ちの伝え方について知る ⑦ 怒りのコントロールができるとよいことを知る ⑧ 怒りのスイッチを知る ⑨ その他にも・・・

ウ 課題

- (1) 本人及び保護者の障害の受容ができていないか。障害について、診断できるのは医師であって、教師にはできない。教師は様々な障害の特徴や有効な支援策を知り、気になる子どもの行動の解決につなげていく必要があるため、医療との連携が大切である。
- (2) 本人の発達特性に応じた必要な支援(自立活動)より、本人や保護者の意向(通常学級の友との関係、高校進学)を優先し、特別支援学級在籍でありながら通常学級での生活を主とし、本人の学び自体が満たされていないケースがある。(特に自情障学級)
- (3) 中学校では、教科担任が特別支援学級の授業を受け持つため、すべての教員が特別支援教育に対する一定の知識や理解が必要であり、個別の指導計画等を共有し、個に応じた支援・指導を行う必要がある。
- (4) 特別支援学級担任のスキルアップが大切である。特別支援教育の専門性を持った先生が担任を受け持つケースがある一方で、職員の高齢化、経験の少ない若手教員が受け持つケースも多い。

5 副学籍による交流及び共同学習について

ア 飯田市の現状

平成28年度から、飯田市に居住する特別支援学校で学ぶ子どもたちが、希望にもとづき、居住する地域の小・中学校に副次的な学籍（副学籍）を持ち、その学校（副学籍校）の子どもたちと学校行事や学習などに共に取り組む「副学籍による交流及び共同学習」を推進してきた。（居住地校交流）

令和3年度に制度見直し

- 1 飯田市に居住する特別支援学校に在籍する児童生徒の皆さんは、飯田市教育委員会の規定にもとづく措置により、居住する地域を学区とする小・中学校に副次的な学籍（副学籍）が全員について置かれるとともに、その根拠となる指導要録等が整備される。
- 2 1にもとづき、特別支援学校に在籍する児童生徒の皆さんは、希望により、居住地を学区とする小・中学校（副学籍校）において、副学籍校の児童生徒として交流及び共同学習を行うことができる。

令和5年度 飯田養護学校及び花田養護学校在籍児童生徒における副学籍による交流状況

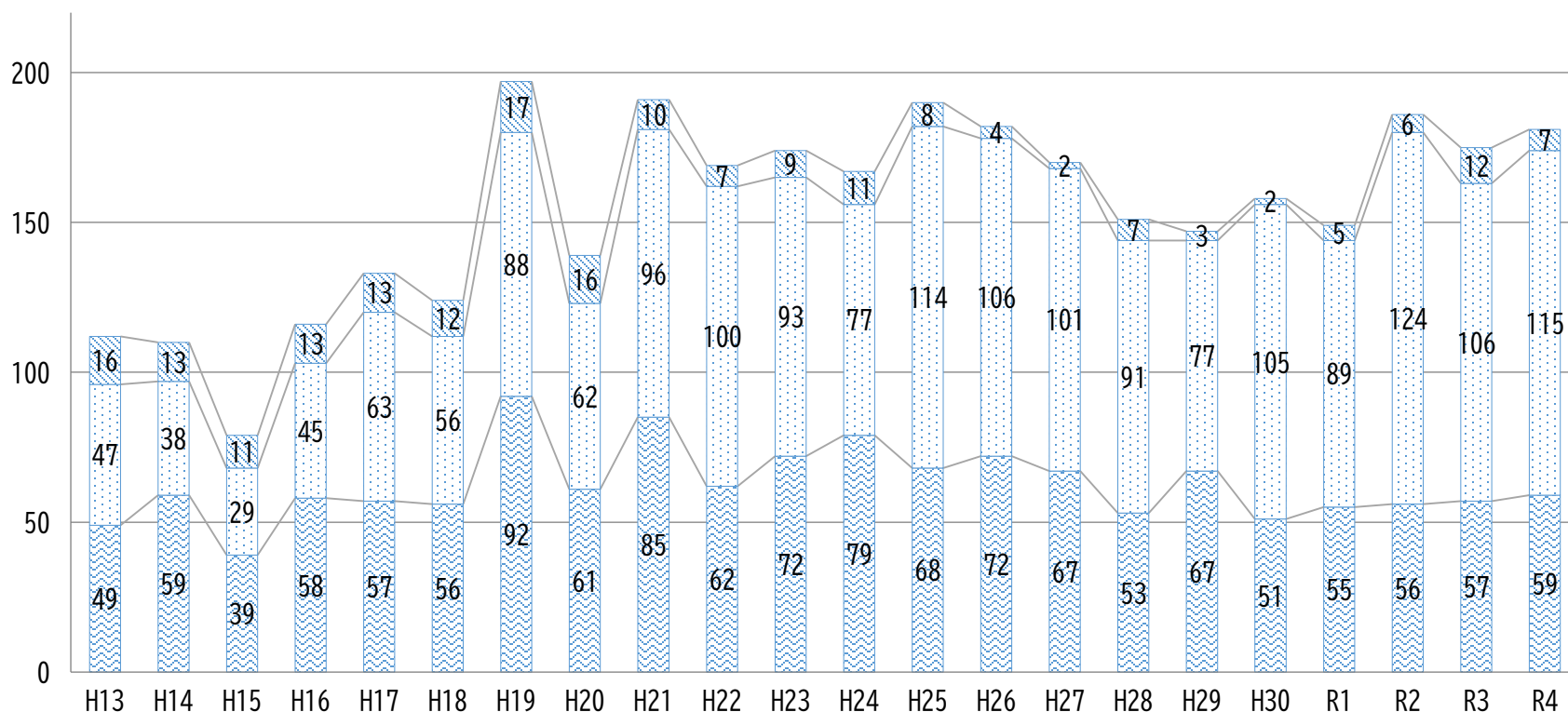
	小学生			中学生		
	1年生	2～6年生	合計	1年生	2・3年生	合計
飯田市在住児童生徒数（人）	4	33	37	9	19	28
副学籍による 交流希望あり	3	22	25	4	11	15
	1	11	12	5	8	13
R5 副学籍による 交流希望率（%）	75.0	66.7	67.6	44.4	57.9	53.6
R4 副学籍交流実施率（%） （飯田養護学校のみ）	50.0	79.3	72.8	80.0	46.7	60.0
R3 副学籍交流実施率（%） （飯田養護学校のみ）	60.0	87.5	80.0	37.5	41.2	40.0

「地域の子どもは地域で育てる」という願いのもと、障害の有無にかかわらず、子どもたちが地域で共に学び合い、互いを理解し尊重しながら育っていく中で、将来にわたって地域や仲間との温かなつながりを持ち続け、認め合って暮らせるようにという共生社会の実現を目指した取組のひとつです。

6 就学相談・就学判断について

ア 飯田市の現状

- (1) 教育上特別な配慮を要する幼児、児童及び生徒に関し適切な就学相談を行い、特別支援教育の充実を図るため、飯田市の条例により、飯田市就学相談委員会を設置している。（昭和52年施行）
- (2) 就学相談委員は、学識経験者、医師、教育関係の行政機関の職員、福祉関係の行政機関の職員の20名以内で組織され、任期は2年。
- (3) 就学相談件数の推移



※ H15北部独立、H24南部独立、H26西部独立

来入児

小学校

中学校

6 就学相談・就学判断について

(4) 対象コホートと就学相談の流れ

(R4_子ども家庭支援センター蓑和所長調べ)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
0歳代	1歳代	2歳代	3歳代	4歳代	5歳代	6歳代	7歳代	8歳代	9歳代
				年少	年中	年長	小1	小2	小3

平成25年度
飯田市生まれ
≒850人

年中(3学期)…就学相談ニーズを担当に調査
120名/840(14%)

就学相談利用者数
就学相談55(6.5%)
教育相談3(0.4%)

小1見直し
…10
ケース

小2見直し
…6
ケース

小3見直し
…11
ケース

5歳：担任調査により教育支援ニーズ120名(14%)がリストアップされ、

6歳：その内、約半数の58名が就学(教育)相談を利用し、

→就学判断の結果、小学校入学時点で44名(5.2%)が特別支援教育を利用

7～9歳：小学校入学後の学びの場の見直しが小学校3年までに27ケース

→小学3年までに特別支援教育利用率が8.5%まで上昇

- ・通常学級から自情障学級に流入するケースが多い
- ・通常学級からLD等通級指導教室併用となるケースもある

【年中リストについて】

- ・養護学校(10ケース)、知障学級(10ケース)、自情障学級(13ケース)、通常学級+通級(9ケース)に入学した児童は、年中リストの的中率100%
- ・通常学級に就学したものの学びの場の見直しとなった児童の年中リストの掲載は8ケース
- ・年中で支援ニーズありとみなされた120名のうち、52名が小3までに特別支援教育につながっている。さらなる検証の余地はあるが、年中リストの予測的価値が高いとすると、通常学級での配慮や支援を軽視できない。

6 就学相談・就学判断について

イ 課題

(1) 就学判断と異なる就学対応の児童生徒について

① 新規で特別支援学級を設置する場合の定数は3名のため、小規模校により設置ができない学校がある。そのため、特別支援学級（自情障学級）判断がなされたが、通常学級で生活している児童生徒が適切な支援・指導が受けられていない。（反面、インクルーシブな教育とはなるが、特別な教育的支援が必要となる。）

② 飯田下伊那地域に特別支援学校（難聴）がないため、地域の学校に就学している。また、自校に難聴学級がないため、通常学級に就学している児童も存在する。難聴の児童生徒については、松本ろう学校の巡回指導を受けていることが多いが、月に1回程度であり十分な支援とは言えず、通常学級の担任の先生の配慮が欠かせない。

③ 特別支援学校（知障）判断のケースで、保護者の強い希望で飯田養護学校への就学ではなく、地域の通常学校（知障学級）へ就学するケースが複数みられる。このようなケースは、就学決定の前に、飯田養護学校への体験入学や就学相談の機会を重ねたりし、本人の学びの場について理解を求めているが、結果的に保護者の意向により地域の学校へ通っている。一番の難しいケースとしては、常時介助の必要がある子への受入となるが、本人や周囲への安全面からの配慮、排せ介助の必要性などの理由から、保護者に付き添いをお願いすることになる。

(2) 二次障害への懸念について

発達障害のある子どもは、社会的適応能力に弱い面を抱えているものの、気付かれにくい障害であるために、通常の学級において、他の多くの子どもたちと同様の活動を求められる。そのため、学習面や行動面、対人関係においてさまざまな適応困難な状態を示すことが多くみられる。発達特性による学習面、行動面、対人関係のつまずきや失敗経験の積み重なり、周囲からの無理強いなど、不適切な対応の繰り返しによって、精神的ストレスや不安感の高まり、自信や意欲の喪失、自己評価や自尊感情の低下などを引き起こし、不登校等のさらなる適応困難を招いてしまうことがあるといわれている。

平成25年度生まれのコホート（R4_子ども家庭支援センター蓑和所長調べ）からみられるように、年中児のリストアップから就学相談にもれた子（約80名）が、小学校低学年で学びの場の見直しが図られたり、高学年になるにしたがって不適応を起こして不登校となる事例もみられる。二次障害を未然に防ぐ方策については、さらに検証、研究していく必要がある。

就学判断と異なる就学対応をしているケース（R4現在）

◆特別支援学校（知障）	→	◇特別支援学級（知障）
◆特別支援学校（知障）	→	▼特別支援学級（自情障）
◆特別支援学校（難聴）	→	□難聴学級
◇特別支援学級（知障）	→	☆通常学級
▼特別支援学級（自情障）	→	☆通常学級（通級）
▼特別支援学級（自情障）	→	◇特別支援学級（知障）
■特別支援学級（肢体）	→	▼特別支援学級（自情障）
□難聴学級	→	☆通常学級

7 特別支援教育支援員の支援状況について

ア 飯田市の現状と主な取組

(1) 特別支援教育支援員の職務

※パートタイム会計年度任用職員：年間210日、1日6時間以内勤務

※業務内容は、学校内の支援を必要とする児童生徒への生活・学習支援、介助支援、医療的ケアの3種類。

○ 生活・学習支援

発達の偏りや遅れ、知的な遅れ、慢性的な疾患などがある児童生徒の生活・学習を支援し、学校教職員を補助する。

○ 介助支援

肢体不自由・疾病により車いすを使用しているなど、学校生活で常時介助が必要な児童生徒個人を支援する。

○ 医療的ケア支援

人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為を必要とする児童生徒個人の医療的ケア支援（看護支援）および生活・学習を支援する。医療的ケアが停止している場合は、校内の支援を必要とする児童生徒への生活・学習支援を行う。

(2) 令和5年度の特別支援教育支援員の配置にいたるまでの状況

▽ 令和4年度 特別支援教育支援員 ○生活・学習支援46名 ○医療的ケア支援1名 ○介助支援なし

▽ 令和4年度末特別支援教育支援員の配置に関する学校希望調査（11月実施）

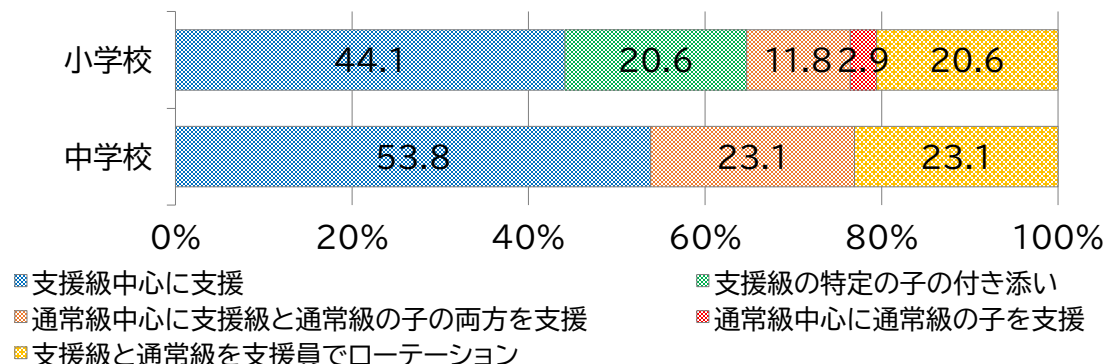
小学校要望数計53名 中学校要望数計17名 合計70名

▽ 状況の把握 / 支援対象児童生徒の特定 / 配置計画の検討 / 検討校の学校訪問・教室訪問 /

管理職等との懇談・追加の聴取 / 配置計画の再検討・教育長との最終検討

▽ 次年度の特別支援教育支援員の配置を決定（2月末） ※特別支援教育支援員配置のための基準（学校教育課作成）をもとに
小学校：34名 中学校14名 計48名（うち2名は兼務配置）

(3) 特別支援教育支援員の支援体制について（令和4年度学校調査アンケートより）



小学校中学校ともに特別支援学級を中心に支援にしている。最近では、特別支援学級と通常学級の両方の支援、支援員をローテーションして特別支援学級と通常学級の支援をする学校が増えている。また、小学校において、特別支援学級の特定の子に付き添って、特別支援学級と通常学級の支援をしていたり、通常学級を中心に支援に入っている学校もある。

8 全体を通して

【飯田市の目指すインクルーシブ教育システムの構築と特別支援教育の考え方】

インクルーシブ教育システムにおいては、将来の共生社会の実現に向けて、障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で学ぶことを追求していくと同時に、その時々の子どもの教育的ニーズに対して最適な場所を連続性のある「多様な学びの場」として準備し、それぞれの学びの場の充実を図っていくことが大切である。また、通常学級において特別な支援が必要な子どももいることを前提とした、集団づくりや授業づくりが必要である。

ア 副学籍制度による特別支援学校（飯田養護学校および花田養護学校）在籍の児童生徒との交流及び共同学習を大切にしていく。また、副次的な学籍の整備についても共生社会実現に向けた教職員の取組のひとつとしてとらえていく。

イ 通常の学級を含めた通常学校において、特別な教育的ニーズに対する支援を、それぞれの子どもの保障していくことを目指す。

- ① 特別支援学級における生活単元学習・自立活動の充実。
- ② 通常学級に在籍する特別な教育的ニーズのある子どもたちが持っている力を十分に発揮するための取組を推進。（児童理解アセスメント、合理的配慮の提供、特別支援教育支援員の活用等）
- ③ 特別な教育的ニーズのある子どもをサポートするための特別支援教育支援員の活用とスキルアップ。
- ④ 特別な教育的ニーズに応じた支援につなげるための「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の整備と利活用の推進。
- ⑤ 通級指導教室の担当者のスキルアップに向けたサポート。
- ⑥ それぞれの学びの場の連携、教育・家庭・医療・福祉等との連携の推進（「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の利活用）

ウ 特別な教育的ニーズに対する適切な支援につなげるためのアセスメントについての検証及び研究。